

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症 相談からPCR検査まで

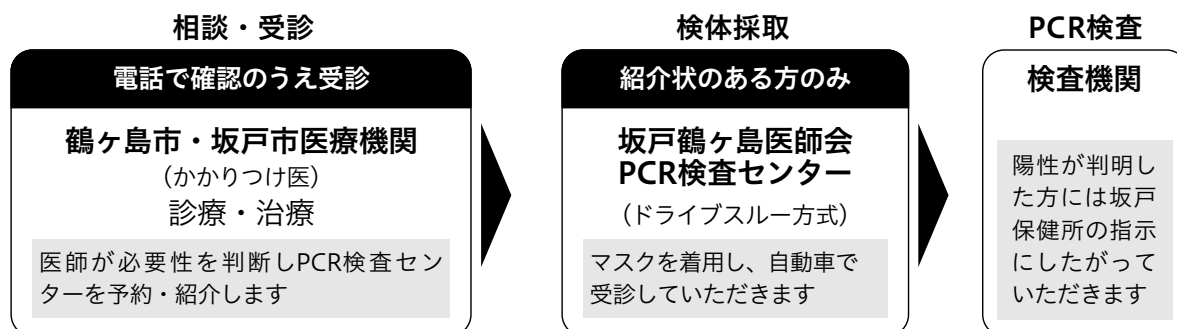
**相談・受診の目安** 以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。

①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合

②重症化しやすい方(※)で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDほか)などの基礎疾患のある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方

③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合



### 海外渡航歴および濃厚接触がある方の相談窓口

■帰国者・接触者相談センター(坂戸保健所) ☎283・7815 FAX 284・2268

### 総合的な相談窓口(24時間対応)

■埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570・783・770 FAX 048・830・4808

■外国人向け相談ホットライン(埼玉県国際交流協会) ☎048・711・3025

## PCR検査・抗原検査費用を助成します

問合せ 保健センター ☎271・2745

新型コロナウイルス感染症の感染者の早期発見と早期療養につなげ、感染拡大の防止を図るため、検査で発生する保険診療の自己負担相当額を助成します。

### ■対象者

(1)坂戸鶴ヶ島医師会内の医療機関の紹介により、坂戸鶴ヶ島医師会PCR検査センターで検査を受けた方

(2)市外の地域外来・検査センターおよび同様の機能を有する医療機関で検査を受けた方

(3)帰国者・接触者外来で検査を受けた方

※ いずれも検査当日時点で市内に住居登録がある方

### ■助成額

PCR検査・抗原検査で発生する保険診療の自己負担相当額

※ 上限3000円/回(1人2回までを限度)

### 対象となる費用

(1)初診料または再診料

(2)検体採取料

(3)院内トリアージの実施料

■実施期間 10月1日(木)から

### ■申請方法

PCR検査または抗原検査後60日以内に申請してください(4月1日から9月30日までに検査した方も対象)。詳しくは市のホームページをご覧ください。



HPはこちら

## 傷病手当金の適用期間の延長について

問合せ 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で新型コロナウイルス感染症に感染した方などが、療養のために仕事を休んだ期間に対して傷病手当金を支給しています。広報6月号でお知らせした適用期間を次のとおり延長しました。

### ■適用期間

令和2年1月1日から「9月30日まで」を「12月31日まで」に延長(入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

### ■支給要件

(1)新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、その療養のため仕事を休んだ方

(2)勤務先から給与などの支払いを受けている方で、療養のため仕事を休んだ期間の給与などが支給されない方

※ 給与収入の全部または一部の支払いを受けている方には、給与の支払いを受けている間は、傷病手当金を支給できません。また、その給与収入が、傷病手当金より少ないときは、差額を支給します

### ■申請方法

申請を希望する場合は、上記問合せ先に事前に電話でお問い合わせください。申請には、医師の証明書(医療機関を受診した場合のみ)や事業主の証明書が必要となります。